

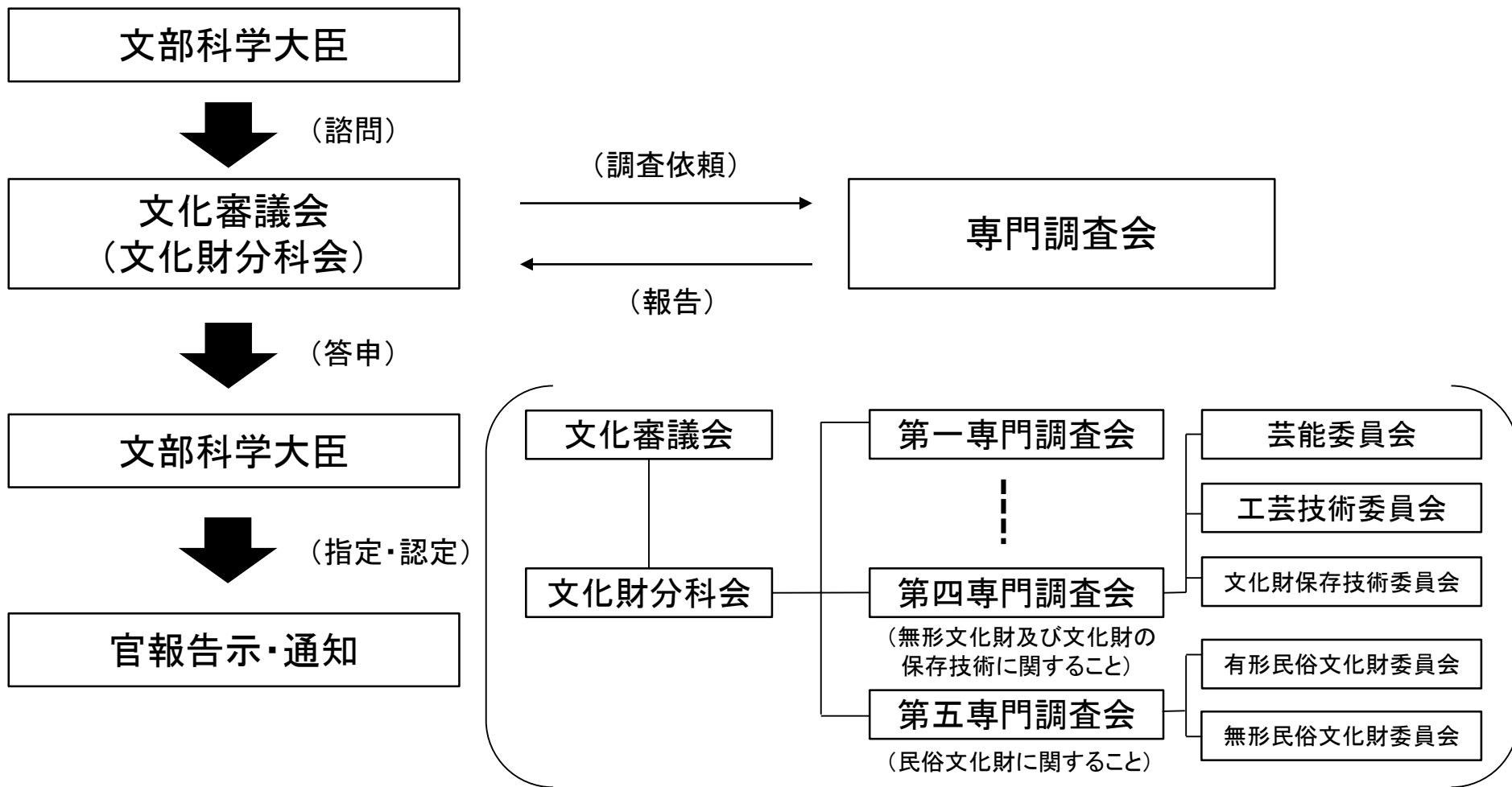
無形文化財及び無形の民俗文化財の 指定について

文化庁
文化財第一課

指定までの流れ

指定までの流れ

- ・毎年1回、各分野の実態などを踏まえて、有識者により構成する文化審議会の「専門調査会」における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が保持者や保持団体の認定を行っており、申請制度や推薦制度は採っていない。



(例)無形の民俗文化財の場合

根拠条文

- ◇ 文化財保護法第2条第1項第3号
 - ・民俗文化財：衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
- ◇ 文化財保護法第78条第1項
 - ・文部科学大臣は、有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができる。

<運用例>

- ・近年無形の民俗文化財については、専門的・学術的な知見をもとに実施した各都道府県の民俗文化財調査の結果（国庫補助事業）を踏まえ、指定に向けた検討材料としている。（例：祭り・行事調査（1993年～））
- ・各都道府県による調査の結果、重要なものを「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択（文化庁長官）し、さらに詳細な調査（国庫補助事業）を経て、指定基準が適用できるものを、文化審議会の答申を踏まえ、指定しているケースが多い。
- ・食文化関係についても、2019年10月に各都道府県に「郷土食」についての調査を照会しており、同調査の結果も踏まえて、今後の指定に向けた検討を行っていく。

○記録選択までに行う事項例

- ・伝承状況、保護体制等の現地調査、文献資料や映像記録類の有無の確認
- ・同種の事例の全国的・地方的な分布状況の把握と比較検討
- ・地方公共団体（都道府県・市町村の文化財担当部局）との協議
- ・保護団体の確定（適当な保護団体がない場合は、組織化を指導）と同意確認

○記録選択後、指定までに行う事項例

- ・調査事業による報告書の作成や、必要に応じて記録作成事業による映像記録の作成（国庫補助事業で、おおむね2～3カ年事業として実施）
- ・上記の事業の成果を精査し、指定候補となるかどうか判断するとともに、現地調査による民俗文化財としての価値の確認、関係団体との調整などの条件整備を進行
- ・保護団体の確定

これまでの指定事例（無形の民俗文化財）

重要無形民俗文化財「会津の御田植祭」（平成30年度指定）



- 神社の神田などで氏子が豊作を祈願する御田植祭は、西日本を中心に伝承される農耕儀礼で、会津地方にも分布するが、その多くは衰滅している。伝統的な形を継承する本件はその典型例。
- 独特の田植人形が儀礼的な田植えの場に臨み、白狐の巡行や獅子頭の田アラシなど子供が重要な役割を果たすなど、地域的特色も豊か。

（適用された指定基準）

一 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

（一）由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

（指定の基礎とされた調査）

・「祭り・行事調査」（福島県教育委員会、平成14～16年度）。網羅的な基本調査（1321件）後、43件を選んで詳細実地を調査。

※福島県民俗学会長、大学教授、福島県立博物館学芸員等7名からなる委員会を組織。

・上記調査を踏まえ、文化庁が実地調査を行い、平成27年に記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として「会津の御田植祭」を選択、その後、平成28・29年度に国庫補助事業として詳細調査を実施。

※当該地域の地理的歴史的環境、神社の歴史、祭りの由来・運営組織・内容、祭りの特徴的要素である田植人形や白狐面、田植歌、踊り、楽器、衣装等の内容、祭事の由来・内容、絵図・古写真など各種資料の収集・分析結果等の報告書を作成。

※福島県民俗学副会長、福島県立博物館主任学芸員等が委員として関与。

(例)無形文化財の場合

根拠条文

- ◇ 文化財保護法第2条第1項第2号
 - ・無形文化財：演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの
- ◇ 文化財保護法第71条第1項
 - ・文部科学大臣は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができる

無形文化財

重要なもの

重要無形文化財に指定

高度に体现・体得している保持者又は保持団体を認定

《各個認定》(76件、114名)

重要無形文化財に指定される芸能又は工芸技術を高度に体现体得している者を認定

《総合認定》(14件、14団体)

重要無形文化財に指定される芸能を二人以上の者が一体となって体现している場合に、これらの者が構成している団体の構成員を認定

《保持団体認定》(16件、16団体)

重要無形文化財に指定される工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、そのわざを保持する者が多数いる場合には、これらの者が主たる構成員となっている団体を認定

<運用例>

- ・「歴史上」「芸術上」の価値については、学会等における学術的な研究成果を基礎とし、指定候補の「わざ」が、成立・完成時から継承され続けていることを評価。そのわざを高度に体现・体得する個人又は団体を保持者・保持団体として認定。(保持者等の認定については、学識経験者や専門家等の第三者による評価を基礎とし、例えば、公募展等の各種受賞歴や後継者育成の実績、地方公共団体による指定等を勘案することもある。)

これまでの指定事例（無形文化財（芸能関係））

重要無形文化財「歌舞伎」（昭和40年度指定）（保持者：一般社団法人伝統歌舞伎保存会会員）

（わざについて）

- 江戸時代に育成された日本演劇の一形態で、能楽、人形浄瑠璃と並んで、我が国の三大国劇と呼ばれ、明治に入ってから古典化の道をたどり、高度に芸術化された。
- 芸術上高度の価値を有するばかりでなく、わが国の芸能史上において重要な地位を占める。
- 重要無形文化財としての歌舞伎の内容を明確にするために演者、演目、演技、演出について、指定の要件※を規定している。
- 日本芸能史研究、演劇学等の研究成果を踏まえて重要無形文化財に指定。

（適用された指定基準）

- 一 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの
 - (一) 芸術上特に価値の高いもの
 - (二) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの

※演者：演目の重要な構成員の大部分が一般社団法人伝統歌舞伎保存会の会員であること。

※演目：伝統的な演目及びこれに準ずるものであること。

※演技演出：①様式的な演技せりふを基調とすること。②女方によること。③音楽は伝統的な歌舞伎音楽の定式によること。④拍子木、ツケは定式によること。⑤扮装（衣装、鬘、化粧）は定式によること。⑥大道具、小道具は定式によること。⑦原則として定式的舞台機構によること。

（保持者について）

- 歌舞伎は、昭和40年4月20日に重要無形文化財に指定されたところ、舞台経験年数や後継者養成への熱意等を確認したうえ、その保持者として伝統歌舞伎保存会会員90名を総合認定保持者として認定。（その後、15回にわたり追加認定。現在保持者は206名。同会は平成25年より一般社団法人化。）
- （一社）伝統歌舞伎保存会は、以後、伝承者養成事業等を実施。

（適用された指定基準）

二人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

これまでの指定事例（無形文化財（工芸技術関係））

重要無形文化財「津軽塗」（平成29年度指定）（保持団体：津軽塗技術保存会）

（わざについて）

【概要】

- 津軽塗は、青森県弘前市を中心とする津軽地方に伝承されている漆器製作技術。
- 高度な変り塗の技術が、江戸時代以来、今日まで同一地方にまとまって伝承されており、ほかに類をみない。
- 重要無形文化財としての津軽塗の内容を明確にするために、原材料、製法や製作用具、作調等について、指定の要件※を規定している。

（適用された指定基準）

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの

（三）芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

※原材料：①椽地は、檜葉、柎、櫟、桂等の国産材であること。②天然の漆液を使用すること。

※製法、製法用具：①椽地の製作は、指物、挽物等の技法によること。②接着部には刻芋づめを施し、布着せには麻布を用いること。③下地は、地の粉、砥の粉、生漆等を用いて繰り返し塗布する「堅下地」とすること。④漆塗りは、伝承された漆調合・調整法による変り塗を中心とすること。

※作調等：伝統系な津軽塗の作調、品格等の特質を保持すること。

（保持団体について）

【概要】

- 津軽塗の品格と技術の保存・向上を図る目的で、伝統的な津軽塗の製作技術を高度に体得した者等を構成員として、平成13年に設立。
- 平成23年度より後継者育成等の事業を継続的に実施。
- 平成27年「津軽塗」が弘前市無形文化財に指定されるに伴い保持団体として認定
- 平成28年「津軽塗」が青森県技芸に指定されるに伴い保持団体として認定
- 平成29年 国の重要無形文化財に指定されるに伴い保持団体として認定

（適用された認定基準）

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体



(参考資料)

(参考):重要無形文化財(芸能関係)の指定基準

○ 重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準

第一 重要無形文化財の指定基準

〔芸能関係〕

一 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの

(一) 芸術上特に価値の高いもの

(二) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの

(三) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの

二 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの

第二 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

〔芸能関係〕

保持者

一 重要無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法(以下単に「芸能又は技法」という。)を高度に体現できる者

二 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者

三 二人以上の者が一体となつて芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体

(参考):重要無形文化財(工芸技術関係)の指定基準

○ 重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準

第一 重要無形文化財の指定基準

〔工芸技術関係〕

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの

- (一) 芸術上特に価値の高いもの
- (二) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- (三) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

第二 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

〔工芸技術関係〕

保持者

- 一 重要無形文化財に指定される工芸技術(以下単に「工芸技術」という。)を高度に体得している者
- 二 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 三 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体

(参考): 重要無形民俗文化財の指定基準

◇ 重要無形民俗文化財指定基準:

一 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (一) 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (二) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

二 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (一) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (二) 芸能の変遷の過程を示すもの
- (三) 地域的特色を示すもの

三 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (一) 技術の発生又は成立を示すもの
- (二) 技術の変遷の過程を示すもの
- (三) 地域的特色を示すもの